

船舶事故調査報告書

令和2年11月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	浸水
発生日時	令和2年4月25日 16時00分ごろ
発生場所	三重県紀北町長島港 長島港西長島地区防波堤灯台から真方位216° 1,340m付近 (概位 北緯34° 11.4′ 東経136° 20.0′)
事故の概要	ミニボート（船名なし）は、航行中、浸水した。
事故調査の経過	令和2年5月20日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（長さ約3m）
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：波向 東南東、波高 約0.8m
事故の経過	本船は、操縦者ほか1人が乗り、風が強まり沿岸で待機中、風が弱まったので釣りを再開しようと沿岸を約3m離れたところ、西北西からの波を受けて海水が船内に打ち込んで浸水した。 操縦者は、ビニール袋で排水をしたものの、引き続き海水の打ち込みで航行することができず、海上保安庁に通報し、来援した海上保安庁の巡視艇により救助された。 本船は、中央付近の乾舷が約0.3mであった。
分析	本船は、操縦者が、波高が約0.8mの状況下、沿岸を離れて航行したことから、海水の打ち込みにより浸水したものと推定される。
原因	本事故は、本船が、操縦者が、波高が約0.8mの状況下、沿岸を離れて航行したため、海水の打ち込みにより浸水したものと推定される。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ミニボートで航行する際には、風が弱まっても、波高が自船の乾舷より高い場合には、航行を控えること。